

公立小・中学校における通学の負担軽減について

2019年6月に実施した「町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果」及び2020年6月に実施した「まちだの新たな学校づくりに関するアンケート調査・意見募集結果」を踏まえて、公立小・中学校において通学距離が長距離となる児童・生徒に対する通学の負担軽減の方策について、下記のとおり整理しましたので報告します。

No.	負担軽減策	概要	導入にあたっての検討事項
1	住所から通学距離が短い場所にある学校への通学を認める	住所により決められている就学指定校より通学距離が短い学校への通学を認めるものです。 【町田市の現状】 通学区域緩和制度によって、理由を問わず、受入枠の範囲で就学指定校以外の学校への就学を希望できます。 ※通学区域緩和制度を含む就学指定校変更制度等の詳細は別紙参考資料①を参照	導入済み
2	公共交通機関（バスなど）の利用を認める	バスなど公共交通機関を利用した通学を認めるものです。 【町田市の現状】 学校長の許可の下、公共交通機関の利用を認めています。 ※路線バスによる通学制度や通学費補助制度の詳細は別紙参考資料③を参照	導入済み
3	スクールバスを運行する	児童・生徒が乗車する専用のバスを運行し、学校まで通学するものです。 【町田市の現状】 未導入 ※他市におけるスクールバスの運行状況については別紙参考資料②を参照 ※スクールバスによる通学の詳細は別紙参考資料③を参照	①運行形態（直営・運行委託）、運行管理（居住地・人数等に応じた運行ルート・スケジュール設定）の検討 ②スクールバスが通行できる道路幅、停留・保管できるスペースの確保
4	自転車の利用を認める	自転車を利用した通学を認めるものです。 【町田市の現状】 原則認めていません。 ※ただし、通学距離が長く公共交通機関がない場合に、学校長の許可の下、利用を認めている場合があります。 【2020年度の利用人数】 13人（中学校1校のみ） ※自転車通学を認めるにあたっての条件等は以下のとおり。 〈自転車通学を許可する条件〉 ①対象者 区域内就学で、中学校まで直線距離で1.5km以上の場所に居住している生徒 ②利用手続き 説明会参加のうえ、申請書提出。	①学校敷地内に駐輪場整備 ②車道通行等における安全対策 ③家庭で自転車の購入負担の発生
5	家族などによる自家用車等での送迎を認める	家族などによる自家用車等での学校までの送迎を認めるものです。 【町田市の現状】 原則認めていません。 ※ただし、特別支援学級に在籍している児童・生徒については、学校長の許可の下、利用を認めている場合があります。	①車が停留できるスペース等の確保 ②学校周辺での交通混雑の発生、事故等のリスクの増加への対応

就学指定校変更制度及び特認校制度について

(1) 就学指定校変更制度について

①通学区域緩和制度

町田市立小中学校は、住所により決められている入学する学校（以下「指定校」）が定められていますが、入学に際して保護者や児童生徒が自ら希望し、指定校以外の学校への入学を申請できる制度です。

2020年4月入学者における通学区域緩和制度の利用者は、小学校の児童233人（入学者の7.1%）、中学校の生徒147人（入学者の4.4%）となっています。※下部の図参照

【小学校】

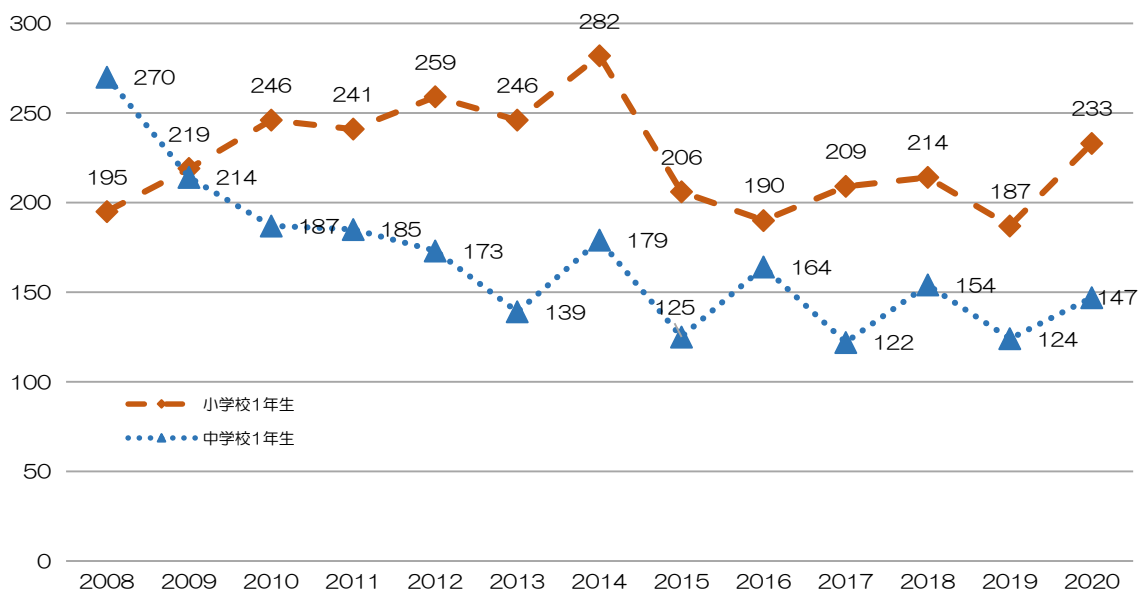
指定校と隣接している町田市立小学校を希望することができます。ただし、通学距離が片道1.5km未満であれば、隣接校でなくとも希望することができます。

特別支援学級は知的障がい学級（固定級）のみ通学区域緩和制度の対象です。希望できる学校の範囲は知的障がい学級（固定級）が設置されている市内全域の町田市立小学校になります。

【中学校】

市内全域の町田市立中学校から希望することができます。

図：通学区域緩和制度利用児童・生徒数の推移



②通学区域緩和制度によらない指定校変更制度

下記の基準に該当する場合は、申請により指定校以外への学校への通学が認められる制度です。

【町田市就学指定校変更許可基準】

	事由	許可基準	許可期間
1	途中転居	在学中に通学区域外へ転居した場合で、引き続き在籍校に通学することを希望する場合	卒業まで
2	転居予定	転居予定地の通学区域指定校に、あらかじめ通学を希望する場合	転居するまでの期間（1年間程度）
3	下校後の保護	共働き等のため、下校後、祖父母宅等で児童の保護をする場合で、その保護宅の通学区域指定校に通学することを希望する場合	卒業まで （申請は小学校3年生まで）
4	兄弟姉妹関係	兄弟が、教育委員会の許可を受けて、通学区域外の学校に通学している場合で、弟妹も兄弟と同じ学校に通学することを希望する場合	卒業まで
5	特認地区	教育委員会が定めた特定の住所地に居住している場合で、指定校以外に通学を認められた学校に通学することを希望する場合	卒業まで 【2020年度実績】 小学校119人（0.55%） ※小1～小6 中学校93人（0.9%） ※中1～中3
6	身体的理由	身体的な理由で、指定校への通学が困難な場合で、通学可能な学校に通学することを希望する場合	卒業まで
7	小中学校の継続	教育委員会の許可を受けて、通学区域外の小学校を卒業し、継続する中学校が通学区域の中学校以外の場合で、継続する中学校へ入学することを希望する場合	卒業まで
8	教育的配慮	いじめ、不登校等学校生活に起因する事情により、在籍校又は指定校に通学が困難な場合で、就学校を変更することにより改善が見込まれると教育委員会が判断した場合	卒業まで

(2) 小規模特認校制度

町田市においては、小中一貫ゆくのき学園（大戸小学校・武蔵岡中学校）が、小規模特認制度を利用して通学することができる小規模特認校となっています。

小規模特認校制度については大戸小学校または武蔵岡中学校の通学区域を除く相原町に居住している児童・生徒が利用でき、通学費補助金の要件に該当する場合は通学費補助が支給されます。

【2020年度の小規模特認校制度の利用状況】

小学校 29人 ※小1～小6の合計人数

中学校 9人 ※中1～中3の合計人数

多摩26市におけるスクールバスの運行状況について

自治体名	八王子市	青梅市
導入学校名	川口中学校	成木小学校※小規模特認校
運行形態	業務委託	業務委託
利用可能地区の指定	あり	あり
運行台数	登校時：2台（2ルート） 下校時：1台	登校時：1台 下校時：1台（3便）
乗車定員	中型バス（路線バスと同様） ※立ち乗りも含め50名	中型バス（観光バスと同様） ※補助席含め45名
利用人数	中1～中3で46人	1日30名程度の利用がある。 ※利用登録者数は約50名
運行本数・時間帯	【登校時】 2ルートで1便ずつ ルート① 7：40～8：08 ルート② 7：50～8：08 【下校時】 2便 ①15：00過ぎ ②18：00過ぎ	【登校時】 1便 7：00～8：15 【下校時】 3便 ①14：00～15：30 ②15：30～17：00 ③17：00～18：30
乗降場所	①登校時 【乗車場所】 路線バスと同様にバス停まで子どもが向かい、バス停から乗車※おおむね3箇所 【降車場所】 学校の手前の路線バスの折り返し場の付近 ②下校時※登校時の逆	①登校時 【乗車場所】 バスルートまで子どもが向かい、そこから乗車 【降車場所】 市保有の学校近くの広い駐車場 ②下校時※登校時の逆
保護者負担	年間28,000円	なし
予算	約1,200万円。	約1,000万円。

路線バス・スクールバス比較表

	路線バスによる通学	スクールバスによる通学
概要	児童・生徒以外の乗客も利用する既存のバス路線を利用して、通学するものです。	自治体等で運行する児童・生徒専用のバスを利用して通学するものです。
運用	既存のバス路線の時刻表に基づいて運行されるバスに、自宅から最寄りのバス停で乗車し、学校の最寄りのバス停で下車し、通学。	自治体等で定めた運行ルート及び時刻に基づいて運行されるバスに乗車し、通学 ※自治体により、乗降場所、運行台数、運行時刻は異なります。
メリット	①登校・下校時間帯以外にも定期的に運行しているため、1本乗り遅れても次のバスで登校・下校が可能 ②町田市による乗降場所の確保等が不要	①既存の路線バスの運行がない地域にも運行可能。 ②一般の乗客がいらないため、満員で乗ることができないということがない。 ③一般の乗客との車内トラブル等への配慮が不要
デメリット	①既存の路線バスの運行がない地域では利用できない。 ②一般の乗客もいるため、満員の場合に乗れない可能性がある。 ③一般の乗客との車内トラブル等がないよう配慮が必要	①登校・下校時間帯に運行しているため、乗り遅れた場合、バスによる登校・下校ができなくなる。 ②町田市による乗降場所の確保等が必要
通学費補助について	<p>・町田市通学費補助金支給要綱に基づいて支給</p> <p>①支給対象は以下のすべてに該当する方 ア 町田市立小・中学校に在籍 イ 通学距離が以下のとおりであること 小学校：おおむね1.5km以上 中学校：おおむね2.0km以上 ウ 公共の交通機関での通学を学校長が認めていること エ 区域外就学者、指定校変更者（特認地区を除く）、通学区域緩和制度利用者でないこと オ 定期券を購入していること</p> <p>②支給額 1ヶ月の通学定期代金の3分の2の額を月数に応じて支給</p> <p>【2019年度の支給実績】 小学校209人 中学校116人</p>	-